名張市立赤目保育所の施設概要について
（重要事項説明書）

１　利用施設

施設の名称	名張市立赤目保育所
施設の所在地	名張市赤目町檀４４８－３
連絡先	電話番号　６３‐２８０３ ＦＡＸ　　６４‐７２５４
管理者	所長　堀　幸子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満３歳以上の児童　７８人 満１歳以上満３歳未満の児童　３６人 満１歳未満の児童　６人
開設年月日	昭和２９年　３月３０日

２　施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

⑴　当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

⑵　当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

⑶　当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

３　職員体制

所長、副所長、保育士（児童数等に応じ必要人数を配置）、調理員

（保育士配置基準）０歳児３：１、１歳児４：１、２歳児６：１、
３歳児１５：１、４・５歳児２５：１

４　保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日）は休園となります。

５　保育を提供する時間

当園が保育を提供する時間は、次のとおりとします。

⑴　保育標準時間認定に係る保育時間

７時１５分から１８時１５分まで（土曜日は１８時まで）の範囲内で、保育

を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１９時１５分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（土曜日を除く。別途利用者負担要)。

⑵　保育短時間認定に係る保育時間

８時３０分から１６時３０分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時１５分から８時３０分まで及び１６時３０分から１９時１５分まで（土曜日は１８時まで）の範囲内で、時間外保育及び延長保育を提供いたします。別途利用者負担要)。

６　利用料金

⑴　保育に係る利用者負担（保育料）

名張市が定める保育料をお支払いいただきます。(他市町村からの広域入所の場合は、居住地の市町村が定める保育料となります。)

⑵　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

⑴ に掲げる保育料のほか、副食費、主食費、時間外保育及び延長保育の利用に係る名張市が定める保育料、並びに遠足に係る交通費、絵本代等の実費をお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

７　利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

⑴　利用乳幼児が小学校に就学したとき

⑵　児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

⑶　その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

８　緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、嘱託医又は保護者の指定する児童のかかりつけ医療機関、及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

９　非常災害対策

非常災害に備え、消防計画を作成し、防火管理者を定めるとともに、避難及び消火の訓練を毎月１回以上実施します。

１０　虐待防止のための措置

当保育所は、職員に対する研修を深め、養育者による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに保育幼稚園室・子ども家庭室・家庭児童相談室等、適切な機関に通告します。